

第1章 計画の基本事項

1 目的

「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」を目的として、回復した水源環境の維持及び公益的機能を発揮させるため、水源環境の保全・再生を推進します。

これまでの取組により、施策開始前の危機的な状況からは脱すことができましたが、約 2,400 km²という狭い県土に、約 920 万人もの県民が暮らしている本県においては、一人当たりの水資源量は極めて少なく、水が貴重な資源であることには変わりありません。

そのため、施策大綱で掲げていた「将来にわたる良質な水の安定的確保」は、依然として、本県における重要な社会的課題であり、危機的状況から回復した水源環境を良好な状態で維持し、さらに自然が本来持っている水循環機能（水が自然の中を循環する中で発揮される水源かん養機能や水質浄化機能など）を発揮できるようにするために、引き続き、水源環境の保全・再生を推進し、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目指します。

2 理念

水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかなければならないという理念のもと、水源環境の公益的機能を維持・発揮する取組を推進します。

県内の上水道の約9割は、相模川と酒匂川の2水系によって賄われており、その大半は、相模ダム（相模湖）、城山ダム（津久井湖）、宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）、三保ダム（丹沢湖）の4つのダムにより開発された水となっており、その大部分は都市部に送られています。

また、相模川と酒匂川の水源を有する市町村の飲料水は、その大部分が地下水や湧水によって賄われており、水源地域が育んだ水の恩恵は、県民全体に行きわたっています。

そのため、水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかなければならないという理念のもと、引き続き、個人県民税の超過課税の活用など費用負担も含めて、県民全体で水源環境を支えていく必要があります。

3 計画期間

この5か年計画の計画期間は、「基本計画」の 20 年間の全体計画期間のうち、最初の5年間（2027～2031(令和9～13)年度）とします。

水源環境の保全・再生は、長期にわたる継続的な取組が必要であることから、基本計画では20年間を全体計画期間とし、この期間を5年ごとに区切り実行計画を策定することとしています。この5か年計画は、全体計画期間のうち、最初の第Ⅰ期の5年間（2027～2031(令和9～13)年度）における実施事業を定めています。

なお、計画の推進に当たっては、水源環境を巡る環境の変化に適切に対応した効果的な施策展開を図るために、「順応的管理¹」の考え方に基づき、事業の実施と並行して、水環境全般にわたるモニタリング調査²を実施し、事業の実施効果を評価した上で、必要な見直しを行っていきます。

特に第Ⅰ期は、基本計画20年間における最初の5年となるため、2027(令和9)年度以降に取り組む新規事業については、モニタリング手法を含めた評価方法の検討などにも取り組んでいきます。

¹ 順応的管理：順応的管理（Adaptive Management）とは、計画の実行過程をモニタリングし、モニタリングの結果を分析・評価し、最新の科学的知見とあわせて、必要な計画の見直しを行う管理手法。

² モニタリング調査：継続的に観測・測定する調査。

4 施策推進に当たっての基本的な考え方

- ・ 森林や河川を社会的共通資本ととらえ、多面的機能を確実に発揮させることを目的として、順応的管理の考え方に基づき、長期的な展望を持って施策を展開します。
- ・ 森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようにすることで、頻発化する自然災害への対応や生物多様性の保全など、新たな課題にも寄与することができる施策を推進します。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」では、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けたロードマップが示されており、その基本戦略の一つとして、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図るという NbS(Nature-based Solutions)が位置付けられています。

県民会議からも、施策大綱による取組は、ネイチャーポジティブや NbS という概念が成立する以前に、自治体が主体的に NbS に取り組んだ極めて先進的な試みと言えるとした上で、「大綱期間終了後(令和9年度以降)は、これまでの施策の成果と環境や社会の変化を踏まえ、第2ステージの NbS の取組として位置付けるべき」、具体的には、「森林や河川を社会的共通資本としてとらえ、多面的機能を確実に発揮させることを目的として、長期的な展望をもって施策を展開することが重要」との提言を受けました。

このため、2027(令和9)年度以降においては、森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようにすることで、「将来にわたる良質な水の安定的確保」という目的を達成するとともに、第2ステージの NbS の取組として、近年頻発化する自然災害への対応や生物多様性の保全など、環境や社会の変化に伴う新たな課題にも寄与することができる施策を推進していくものとします。

また、こうした取組を支え、長期的な展望を持って施策を展開するためには、事業効果を検証するためのモニタリング調査を充実し、そこで得られた科学的知見に基づく検証結果を踏まえ、順応的管理の考え方に基づき事業内容等を見直すとともに、事業効果を県民に分かりやすく説明し、県民の理解を得た上で、施策を推進していくことが重要です。

NbS(自然を活用した解決策)

気温上昇や異常気象といった気候変動は地球規模での切迫した課題であり、日本を含む多くの国が「2050年カーボンニュートラル」を掲げて対策に取り組んでいます。一方で、生物多様性の損失もまた、地球環境の持続可能性に関わる重要な課題です。気候変動と生物多様性の損失は互いに影響しあっていることから、相反しないよう同時に解決する必要があるとされています。

このような背景から、近年、NbS(Nature-based Solutions;自然を活用した解決策)が注目されています。NbSは、自然の多様な機能を活かすことで様々な社会課題の解決につなげる考え方です。たとえば、森林を健全に管理・保全することでCO₂の吸収源となり、さらにその保水機能が洪水の緩和など気候変動への適応につながり、森林の生態系も保全することができます。このように、NbSには主目的のほかにも複数の効果をもたらすという特徴があり、高い費用対効果が期待されています。



【出典:生物多様性国家戦略 2023-2030 パンフレット】

5 対象事業と対象地域

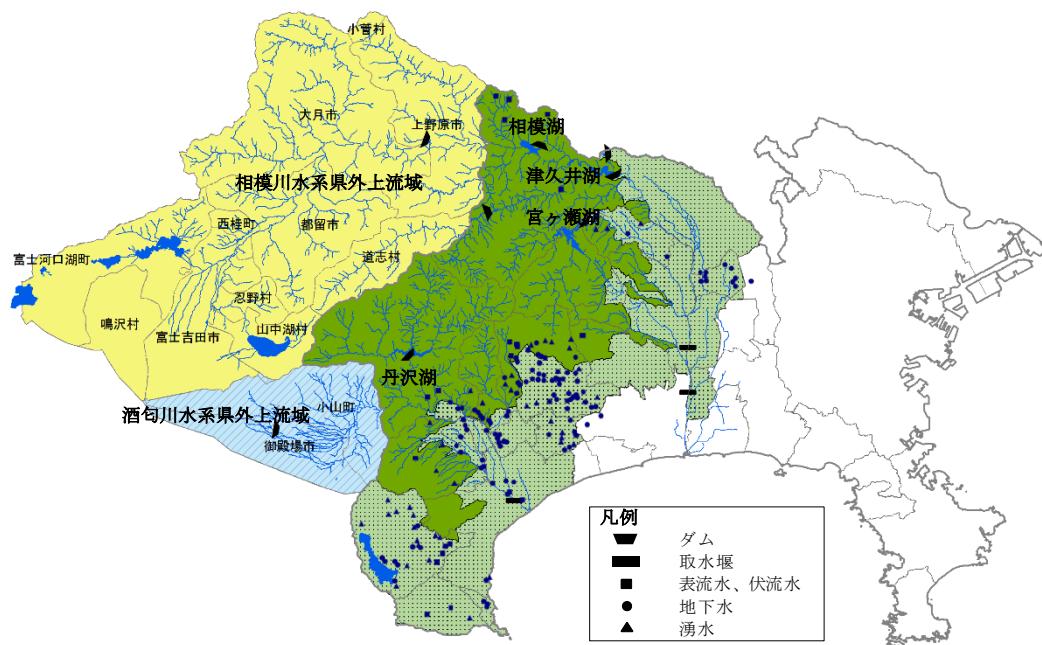
- この5か年計画の対象事業は、施策推進に当たっての基本的な考え方のもと、「水源環境の公益的機能を維持・発揮するために必要な取組」と、「水源環境保全・再生を支える取組」とします。
- 事業の対象地域は、主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体(水源保全地域)とし、普及啓発事業などについては、県民全体で水を守る観点から、県全域で展開します。

水源環境の公益的機能を維持・発揮する取組は、単一の対策では効果を上げることはできません。そのため、総合的・体系的な対策に県や市町村、NPO等で連携して取り組むとともに、新たなデジタル技術を積極的に取り入れ、「森林DX」を推進しながら、効果的・効率的な施策推進を図るため、この5か年計画においては、水源環境保全・再生のために取り組む対策として、「水源環境の公益的機能を維持・発揮するために必要な取組」と、「水源環境保全・再生を支える取組」を対象とします。

対象地域について、基本計画では、主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体(水源保全地域)で、施策を展開することとしています。

また、水源環境保全・再生を支える活動である普及啓発事業などについては、県民全体で水を守る観点から、県全域を対象に展開します。

なお、具体的な対象地域は、個々の事業の目的と効果を勘案して個別に設定します。



水源環境保全・再生施策の主たる対象地域

